

もしものことに備えて

6 風水害が発生しそうなときの対応は知っていますか？

風水害の発生に備えて

- 1 日頃から、施設・設備の維持管理に心掛ける。
- 2 屋上のルーフトレイン回りや屋外排水溝は、定期的に清掃する。
- 3 周辺地域の過去の災害や、被災の危険度について確認しておく(例:熊本市作成「改訂版「わがやの防災マニュアル」」参照)。

風水害(台風)の危険が迫ったら

- 1 随時、正確な気象警報、洪水予報などの災害情報を把握する。
- 2 休講・休校など、学生・生徒・児童の安全確保の措置を講じる。
- 3 構内や大学周辺、屋上等に強風で飛散しやすい物を放置しないようにする。
- 4 立看板、防球ネット、サッカーゴール等、転倒すると危険な物は、あらかじめ倒しておくか、撤去する。
- 5 出入口や窓はしっかりと閉鎖し、必要に応じて土のう、止水板などをあらかじめ設置する。
- 6 重要書類、機器類、図書類、教材類や薬品類などをできるだけ安全な場所へ移動する。

避難勧告・避難指示について

- 1 避難準備情報
 - 子供や高齢者、体の不自由な人など避難に時間を要する方は早めに避難を開始する。
 - テレビ・ラジオ等の気象情報に十分に注意し、心構えをしておく。
- 2 避難勧告
 - 命令ではないが、安全のために、早めに避難を促す。
 - 避難対象地域は早めの避難を心掛ける。
 - 道路の浸水が始まるので、車での避難はしない。
- 3 避難指示
 - 川から水があふれたり堤防が壊れたりするような洪水の危険が目前に迫っているときは、避難対象地域の皆さんは必ず避難する。

非常変災における授業の取扱いに関する申合せ(平成 27 年 12 月 25 日教務委員会改定)

1 目的

この申合せは、特別警報(暴風、大雨、暴風雪及び大雪に限る。)並びに警報(暴風に限る。)(以下「特別警報等」という。)について、学生の安全を確保することを目的として、授業の取扱いに関し必要な事項を定める。

2 特別警報等による休講措置

(1) 熊本市に特別警報等が発令されている時間帯は休講とする。ただし、特別警報等が解除となった場合は、次のとおりの対応とする。

- ・午前 6時40分までに解除となった場合 1時限から授業実施
- ・午前 8時20分までに解除となった場合 2時限から授業実施
- ・午前10時50分までに解除となった場合 3時限から授業実施
- ・午後 0時30分までに解除となった場合 4時限から授業実施
- ・午後 2時10分までに解除となった場合 5時限から授業実施
- ・午後 4時00分までに解除となった場合 6時限から授業実施

(2) 教育・学生支援担当副学長は、熊本市に「特別警報」が発令される蓋然性が極めて高いと判断する場合には、予防的に休講等の措置を講ずることができる。

(3) 学部、研究科又は教育部の長(以下「学部長等」という。)は、授業開始後に特別警報等が発令された場合において、下校時における安全の保持のためには、施設内に学生を留め置くことが適切であると判断するときは、(1)に規定するところにかかわらず授業を継続させることができる。この場合においては、当該学部長等は、その特別な対応につき速やかに教育・学生支援担当副学長に報告するものとする。

3 遅刻・欠席した学生の取扱い

特別警報等発令の有無にかかわらず、悪天候時に授業が行われる場合において、公共交通機関の運行停止等の影響を受け、やむを得ず授業に遅刻し、又は授業を欠席(早退を含む。)したときは、学生の申し出に基づき、遅刻・欠席扱いとしないものとする。

4 特別警報等以外の非常変災への対応

前記2に定めるもののほか、不測の事態(国立大学法人熊本大学危機管理規則(平成 19 年 3 月 26 日制定)に基づき設置される災害対策本部が対応する重大な非常変災を除く。)が生じた場合は、教育・学生支援担当副学長が関係学部長等と協議の上、休講の是非を決定する。

熊本県は、集中豪雨や台風による影響を受けやすい。また、熊本の海岸は、高潮の影響を受ける恐れがある。台風が近づいている時は、海岸部に近づかない。

高潮は、南向きの湾や湾の奥まったところで起きやすい。

風水害の発生は、ある程度予測できるので準備・注意を行うこと。